

15494	佐伯4区 526号線	佐伯区五日市中央五丁目2425番地7地先
		佐伯区五日市中央五丁目2425番地8地先
15495	佐伯4区 527号線	佐伯区皆賀一丁目3番地186地先
		佐伯区皆賀一丁目3番地210地先
15496	佐伯4区 528号線	佐伯区美の里一丁目802番地6地先
		佐伯区美の里一丁目802番地16地先

広島市告示第60号

平成16年3月2日

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定します。

その関係図面は、平成16年3月2日から平成16年3月16日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	中3区 吉島観音線	19.10メートル ～ 43.50	809.16メートル
市道	西2区 75号線	3.90メートル ～ 12.20	230.10メートル
市道	西2区 吉島観音線	12.60メートル ～ 43.00	595.00メートル
市道	西3区 490号線	4.20メートル ～ 7.00	43.60メートル
市道	西5区 386号線	5.00メートル ～ 14.90	140.50メートル
市道	安佐南2区 1092号線	4.20メートル ～ 8.20	23.20メートル
市道	安佐南2区 1093号線	4.00メートル ～ 5.40	28.10メートル
市道	安佐南2区 1094号線	4.00メートル ～ 5.79	35.70メートル

市道	安佐北2区 1077号線	4.00メートル ～ 12.40	153.00メートル
市道	安佐北2区 1078号線	4.00メートル ～ 6.80	17.50メートル
市道	安佐北2区 1079号線	4.05メートル ～ 9.30	25.40メートル
市道	安佐北2区 1080号線	4.00メートル ～ 8.20	17.30メートル
市道	安佐北3区 274号線	3.60メートル ～ 6.60	95.00メートル
市道	安佐北3区 877号線	6.20メートル ～ 10.60	33.40メートル
市道	佐伯3区 309号線	4.20メートル ～ 7.60	46.70メートル
市道	佐伯4区 526号線	4.99メートル ～ 9.10	20.00メートル
市道	佐伯4区 527号線	5.00メートル ～ 13.80	291.61メートル
市道	佐伯4区 528号線	4.00メートル ～ 8.50	31.85メートル

広島市告示第61号

平成16年3月2日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成16年3月2日から平成16年3月16日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	中3区 吉島観音線	中区舟入川口町22番地1地先	平成16年 3月2日
		中区西川口町15番地25地先	
市道	西2区 75号線	西区南観音一丁目866番地3地先	平成16年 3月2日
		西区南観音一丁目771番地地先	

市道	西 2 区 吉島観音線	西区南観音一丁目873番地 3地先	平成16年 3月2日
		西区南観音二丁目1070番 地1地先	
市道	西 3 区 490号線	西区己斐中二丁目235番地 6地先	平成16年 3月2日
		西区己斐中二丁目235番地 11地先	
市道	西 5 区 386号線	西区井口四丁目123番地 13地先	平成16年 3月2日
		西区井口四丁目123番地9 地先	
市道	安佐南2区 1092 号 線	安佐南区東野三丁目1484 番地9地先	平成16年 3月2日
		安佐南区東野三丁目1484 番地5地先	
市道	安佐南2区 1093 号 線	安佐南区東野三丁目1533 番地2地先	平成16年 3月2日
		安佐南区東野三丁目1532 番地2地先	
市道	安佐南2区 1094 号 線	安佐南区中筋三丁目160番 地12地先	平成16年 3月2日
		安佐南区中筋三丁目160番 地9地先	
市道	安佐北2区 1077 号 線	安佐北区深川六丁目1688 番地1地先	平成16年 3月2日
		安佐北区深川六丁目388番 地12地先	
市道	安佐北2区 1078 号 線	安佐北区深川六丁目388番 地26地先	平成16年 3月2日
		安佐北区深川六丁目388番 地22地先	
市道	安佐北2区 1079 号 線	安佐北区深川六丁目388番 地3地先	平成16年 3月2日
		安佐北区深川六丁目388番 地3地先	
市道	安佐北2区 1080 号 線	安佐北区深川六丁目388番 地35地先	平成16年 3月2日
		安佐北区深川六丁目388番 地35地先	

市道	安佐北3区 274号線	安佐北区三入南二丁目876 番地5地先	平成16年 3月2日
		安佐北区三入南二丁目873 番地地先	
市道	安佐北3区 877号線	安佐北区三入南二丁目890 番地7地先	平成16年 3月2日
		安佐北区三入南二丁目890 番地5地先	
市道	佐伯3区 309号線	佐伯区三宅三丁目655番地 7地先	平成16年 3月2日
		佐伯区三宅三丁目655番地 5地先	
市道	佐伯4区 526号線	佐伯区五日市中央五丁目 2425番地7地先	平成16年 3月2日
		佐伯区五日市中央五丁目 2425番地8地先	
市道	佐伯4区 527号線	佐伯区皆賀一丁目3番地 186地先	平成16年 3月2日
		佐伯区皆賀一丁目3番地 210地先	
市道	佐伯4区 528号線	佐伯区美の里一丁目802番 地6地先	平成16年 3月2日
		佐伯区美の里一丁目802番 地16地先	

~~~~~  
広島市告示第62号

平成16年3月4日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関として、次に掲げる医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称           | 所 在 地                                   | 開設者氏名                             | 指 定<br>年 月 日  |
|---------------|-----------------------------------------|-----------------------------------|---------------|
| パール薬局<br>可部南店 | 広島市安佐北区可<br>部南五丁目13番<br>21号             | 有限会社リ<br>ガール<br>代表取締役<br>松本 一郎    | 平成16年<br>2月1日 |
| さんくす薬局<br>東原店 | 広島市安佐南区東<br>原一丁目1番2号<br>シーブリーズ東原<br>7番館 | 株式会社サン<br>クスネット<br>代表取締役<br>福有 一郎 | 平成16年<br>2月1日 |

|              |                           |                                    |                |
|--------------|---------------------------|------------------------------------|----------------|
| みなみ心療内科クリニック | 広島市南区皆実町<br>1-13-27<br>2F | 長井 敏弘                              | 平成16年<br>2月1日  |
| ひかりが丘薬局      | 広島市東区光が丘<br>12-9          | 有限会社今田<br>薬局<br>代表取締役<br>今田 恭生     | 平成16年<br>2月25日 |
| パンダ薬局        | 広島市東区若草町<br>9-6-102       | 有限会社エ<br>イ・ケイ・アイ<br>代表取締役<br>井上 加奈 | 平成16年<br>3月1日  |

広島市告示第 63 号

平成 16 年 3 月 4 日

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定医療機関からその指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称    | 所 在 地                   | 開設者氏名 | 辞 退<br>年 月 日   |
|--------|-------------------------|-------|----------------|
| 松坂眼科医院 | 広島市鉄砲町 10<br>-9 京屋ビル 7F | 松坂 知恒 | 平成16年<br>1月31日 |

広島市告示第 64 号

平成 16 年 3 月 5 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区伴南四丁目 2082-27 の一部外 3 筆  
別紙のとおり

2 開発面積

36,270.66 平方メートル

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市佐伯区五日市町大字石内 2040 番地 8  
西広島開発株式会社 代表取締役 菅波 晋造

4 検査済証交付年月日

平成 16 年 3 月 5 日

別紙

開発区域に含まれる地域の名称

| 宅 地 の 所 在    | 地 番     | 備 考 |
|--------------|---------|-----|
| 広島市安佐南区伴南四丁目 | 2082-27 | 一部  |

|   |          |    |
|---|----------|----|
| 〃 | 2328-1   | 一部 |
| 〃 | 2091-10  | 一部 |
| 〃 | 2026-153 | 一部 |

広島市告示第 65 号

平成 16 年 3 月 8 日

広島市公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、変更に係る予定処理区域を次のとおり公示します。この関係図面は、公示の日から平成 16 年 3 月 22 日まで広島市役所下水道局建設部計画課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この公示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 事業計画の名称

広島市公共下水道築造事業計画

2 変更に係る予定処理区域

広島市中区江波西一丁目

南区字品東三丁目、字品東四丁目、字品東五丁目、字品海岸一丁目、字品海岸二丁目、字品海岸三丁目、元字品町、出島一丁目、出島二丁目、字品西六丁目

西区商工センター四丁目、草津港一丁目、草津港二丁目、草津港三丁目

安佐北区可部南二丁目、可部南三丁目、可部南四丁目  
佐伯区海老園二丁目

広島市告示第 66 号

平成 16 年 3 月 8 日

広島市流域関連公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、変更に係る予定処理区域を次のとおり公示します。

この関係図面は、公示の日から平成 16 年 3 月 22 日まで広島市役所下水道局建設部計画課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この公示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 事業計画の名称

広島市流域関連公共下水道築造事業計画

2 変更に係る予定処理区域

広島市南区仁保新町二丁目、上東雲町

安芸区船越南五丁目、中野東三丁目

広島市告示第 67 号

平成16年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 広島市告示第68号

平成16年3月10日

計量法第19条の規定に基づき、計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 実施区域

安佐南区

## 2 期日、場所等

別紙のとおり

別紙

## 1 計量法第19条の定期検査で特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定以外の特定計量器

| 期 日                                | 場 所    | 受 付 時 間                      |
|------------------------------------|--------|------------------------------|
| 5月17日                              | 戸山公民館  | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後2時まで    |
| 5月19日                              | 八木小学校  | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで |
| 5月20日                              | 伴小学校   |                              |
| 5月21日                              | 川内小学校  |                              |
| 5月24日                              | 佐東出張所  |                              |
| 5月25日                              | 安小学校   |                              |
| 5月27日                              | 古市小学校  |                              |
| 5月28日                              | 中筋小学校  |                              |
| 5月31日                              | 祇園東中学校 |                              |
| 6月1日                               | 祇園小学校  |                              |
| 6月2日                               | 長束小学校  |                              |
| 6月4日                               | 祇園出張所  |                              |
| 5月17日～12月27日<br>（土・日・祝祭日及び8月6日は除く） | 計量検査所  | 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで  |

## 2 計量法第19条の定期検査で特定計量器検定検査規則第39条第1項に規定された特定計量器

| 期 日                    | 場 所      |
|------------------------|----------|
| 平成16年5月17日から同年12月27日まで | 計量器の所在場所 |

## 広島市告示第69号

平成16年3月10日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の当該農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市役所経済局農林水産部、広島市安佐南区役所農林建設部農林課、広島市安佐北区役所農林建設部農林課、広島市安芸区役所農林建設部農林課及び広島市佐伯区役所市民部政振興課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

## 縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで。

## 広島市告示第70号

平成16年3月11日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、広島市朝見原土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 組合の名称

広島市朝見原土地区画整理組合

## 2 事務所の所在地

広島市南区丹那町4番14号

## 3 設立認可年月日

平成5年6月11日

## 4 事業施行期間

平成5年6月11日から平成21年3月31日まで

## 5 変更認可の年月日

平成16年3月11日

## 広島市告示第71号

平成16年3月12日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第

16 条の規定に基づき、路外駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 一部休止する駐車場  
広島市市営基町駐車場
- 2 一部休止する期間及び区画数

| 期 間                                        | 区 画 数 |
|--------------------------------------------|-------|
| 平成 16 年 3 月 15 日（月）から平成 16 年 3 月 31 日（水）まで | 59 区画 |

なお、休止区画は工事が終了次第、再開するものとする。

- 3 一部休止する理由  
広島市市営基町駐車場の駐車区画拡幅工事を行うため。

広島市告示第 72 号

平成 16 年 3 月 12 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 1 項の規定による命令をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 9 条第 13 項の規定により、下記のとおり公示する。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

- 1 命令内容  
次に示す建築物の除却
- 2 建築物の表示
  - (1) 所 在 広島市南区字品御幸二丁目 11 番 2 号
  - (2) 用 途 空家
  - (3) 構 造 木造 2 階建
- 3 命令を受けた者の住所氏名
 

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 広島県大竹市木野一丁目 4 番 6 号     | 加納 敏雄 |
| 広島県大竹市木野一丁目 4 番 6 号     | 加納 哲雄 |
| 広島県大竹市白石一丁目 18 番 6 号    | 加納 基宏 |
| 山口県岩国市麻里布町四丁目 20 番 30 号 | 小林 伸枝 |
| 千葉県船橋市中野木一丁目 16 番 32 号  | 加納 照生 |
- 4 是正措置完了期限  
平成 16 年 4 月 30 日まで

広島市告示第 73 号

平成 16 年 3 月 12 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法附則第 5 条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし、同法第 6 条第 3 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 フレスタ沼田店
  - (2) 所在地 広島市安佐南区沼田町大字伴字中大原 5762 番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
猿押 政夫  
広島市安佐南区沼田町大字伴 5763 番地
- 3 変更事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前  
開店時刻：午前 10 時  
閉店時刻：午後 9 時
    - イ 変更後  
開店時刻：午前 9 時  
閉店時刻：午後 11 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前
      - ・ 地下階駐車場  
午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
      - ・ 西駐車場及び北駐車場  
午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
      - ・ パーク・アンド・ライド駐車場  
午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで（日祝祭日のみ）
    - イ 変更後
      - ・ 地下階駐車場  
午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
      - ・ 西駐車場及び北駐車場  
午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
      - ・ パーク・アンド・ライド駐車場  
午前 8 時 30 分から午後 10 時まで（日祝祭日のみ）
- 4 変更年月日  
平成 16 年 2 月 28 日
- 5 変更に関するもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

| 小 売 業 者      |                  | 住 所                        |
|--------------|------------------|----------------------------|
| 氏名（名称）       | 代 表 者<br>（法人の場合） |                            |
| 株式会社フレスタ     | 代表取締役社長<br>宗兼 邦生 | 広島市西区横川町三丁目 2 番 36 号       |
| 山崎製パン株式会社    | 代表取締役社長<br>飯島 延浩 | 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号     |
| 株式会社ブラザクリエイト | 代表取締役社長<br>大島 康広 | 東京都千代田区五番町 1 番地市ヶ谷大郷ビル 6 階 |

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 180平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

171台

イ 駐輪場の収容台数

38台

ウ 荷さばき施設の面積

98平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

11.5立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数

5か所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後6時まで

6 届出年月日

平成16年2月27日

7 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部市政振興課

8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成16年3月12日から7月12日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成16年7月12日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

広島市告示第74号

平成16年3月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、平成15年10月24日付けで届出された下記の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同法第8条第3項の規定に基づき、

その概要を公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スパーク佐方店

(2) 所在地 広島市佐伯区三筋二丁目94番1外

2 提出された意見の概要

(1) 駐車場の必要台数の確保

土・日・祭日は公道上に第一駐車場入口及び第二駐車場出入口付近で入庫待ち車両が滞留している。また、駐車違反があるので、駐車場の必要駐車台数を再確認してください。

(2) 駐車場の出入口と位置

夜間は、排気ガス及び騒音の問題で、民家側にある第一駐車場の入口を閉めて、第一駐車場の出口を出入口として使用すること。

(3) 駐車待ちスペースの確保

入庫待ち車両用のスペースがないので、確保してください。

(4) 駐車場出入口における交通整理

整理人が常時24時間配置されていないので、配置してください。夜間は民家側の駐車場は使用しないよう警備してください。

(5) 駐輪場の確保等

申請図面では駐輪場の収容台数が50台になっているが、第一駐輪場に30台を駐輪することは無理であり、第二駐輪場は一部設備機器が配置されており、20台の駐輪はできない。店舗出入口付近にも駐輪しているので、倒れたら危険である。再検討してください。

(6) 荷さばき施設の整備等及び計画的な搬入

早朝に店舗出入口より搬入することがあるので、規則どおりにしてください。

(7) 街並みづくり等への配慮等

夜間に屋外照明や広告塔照明等の配慮がなく、睡眠障害の原因になっていたが、申し入れで改善された。店舗出入口の照明等も今後配慮をしてください。

防音壁の材質がトタンであり、暗く困っているので、改善してください。

(8) リサイクルについての配慮

レジ袋の削減、ペットボトルの回収にも努めてください。

(9) 冷却塔、室外機及び駐車場等からの騒音

夜間から早朝は睡眠時間であり、自動車のドアの開閉、エンジンマフラー、冷却塔、ゴミ清掃音等の騒音に悩まされている。

3 提出された意見書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部市政振興課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯